

合併協議会の協議状況等

平成18年4月1日現在

1 合併協議会事務局の概要

合併協議会の名称	柳川市・大和町・三橋町合併協議会	設置年月日	平成15年10月1日
構成市町村名	柳川市、大和町、三橋町	廃止年月日	平成17年3月20日
事務局所在地	〒832-0061 柳川市大字本城町4-2（柳川消防署内）	事務局の連絡先	T E L 0944-74-8600 F A X 0944-73-5111
ホームページアドレス	http://www4.ocn.ne.jp/~vym3/	Eメールアドレス	vym1-2gappei@cello.ocn.ne.jp
会長名	河野 弘史（柳川市長）	事務局長名	山田 政徳（柳川市課長）
		事務局市町村職員数	11名
合併協議会設置までの経過	平14.11～平15.3 柳川山門三池任意合併協議会（柳川市、瀬高町、大和町、三橋町、山川町、高田町）を設置し、まちづくり構想や事務事業調査を実施。 平15.9 1市2町の各議会で合併協議会設置議案を可決。		

2 合併協議会の協議状況

協議会の開催日	平成15年10月から平成17年3月までの間に18回の合併協議会が開催された。		
設置している小委員会名	①新市名称・事務所の位置小委員会、②議会議員及び農業委員の任期等小委員会		
主な合併協 定項目（市 町村議会 の議決事 項及び合 併市町村 の条例事 項）の協 議状況	合併の方式	合併の方式については、次のとおり取り扱うものとする。 柳川市、大和町、三橋町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。	
	合併の期日	合併の期日については、次のとおり取り扱うものとする。 合併の期日は、平成17年3月21日とする。	
	市町村の名称	新市の名称は、「柳川市」とする。	
	事務所の位置	新市の事務所の位置については、次のとおり取り扱うものとする。 1 新市の事務所の位置は、現在の柳川市役所（柳川市大字本町87番地1）の位置とする。 2 現在の柳川市役所を柳川庁舎、大和町役場を大和庁舎、三橋町役場を三橋庁舎と呼称する。 3 庁舎の利用方式は、本庁方式とし、各市町の現庁舎に窓口業務を置く。ただし、本庁の施設規模を考慮し、本庁以外の庁舎に本庁の機能を一部分散する。 4 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮し、地理的な中心部を念頭に検討する。	
	財産の取扱い	財産及び債務については、次のとおり取り扱うものとする。 1 1市2町の財産（公有財産・出資による権利・基金）及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。 2 基金のうち、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及び国民健康保険高額療養資金貸付基金は、合併時に統合するものとし、その他の基金については、旧市町単位で地域振興基金を創設し、10年間に限って特例的に運用する。ただし、三橋町の商工会館建設助成基金及び奨学資金等貸付基金は、従来の目的のまま引き継ぐ。	
	議員定数・任期	議会議員の定数及び任期については、次のとおり取り扱うものとする。 1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項（在任特例）の規定を適用し、現在の1市2町の議員は、合併の日から1年7ヵ月間、引き続き新市の議会議員として在任する。 2 地方自治法第91条第1項の規定に基づく議会議員の定数は、24人とする。ただし、在任特例期間終了後、最初に行われる議会議員の一般選挙における議員の定数は、30人とする。 3 公職選挙法第15条第6項の規定に基づく選挙区は、設置しない。	
	農業委員会委員定数・任期	農業委員会委員の定数及び任期については、次のとおり取り扱うものとする。 1 「農業委員会等に関する法律」第3条及び同法施行令第1条の3に定める要件により、新市に一つの農業委員会を設置する。 2 1市2町の選挙による委員は、「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第1項第1号（在任特例）の規定を適用し、合併後、1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 3 「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第1項第1号の規定適用後、初めて実施する農業委員会の一般選挙における、選挙による委員の定数及び選挙区の取扱いは新市において調整する。	
	地方税の取扱い	地方税については、次のとおり取り扱うものとする。 1 地方税の税率 (1) 個人住民税の均等割は、年額3,000円とし、所得割は現行のとおりとする。 (2) 法人住民税の均等割は、現行のとおりとし、法人税割の税率は、柳川市の例による。 (3) 固定資産税は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は、現行の税率を採用する。 (4) 特別土地保有税、軽自動車税及び市町村たばこ税は、現行のとおりとする。 (5) 入湯税は、柳川市の例による。 2 地方税の非課税、減免 (1) 非課税は、現行のとおりとする。 (2) 減免は、合併時までに調整する。 (3) 入湯税の課税免除は、柳川市の例による。	
	事務組織・機構	事務組織及び機構は、次のとおり取り扱うものとする。 新市の事務組織及び機構は、総合的な住民サービスの向上に充分配慮しながら、合併協定項目「新市の事務所の位置」の確認事項並びに下記の「新市における事務組織及び機構の整備方針」により整備する。 1 新市における事務組織及び機構の整備方針 (1) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構 (2) 住民の声を適正に反映することができる組織・機構 (3) 簡素で効率的な組織・機構 (4) さまざまな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 (5) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構	

主な合併協定項目(市町村議会の議決事項及び合併市町村の条例事項)の協議状況(続き)	町名・字名の取扱い	町・字の区域及び名称については、次のとおり取り扱うものとする。 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。 2 町・字の名称については、次のとおりとする。 (1) 「大字〇〇(従来の名称)」中「大字」を削除する。 (2) 「柳川市大字〇〇」を「柳川市〇〇」とする。 「山門郡大和町大字〇〇」を「柳川市大和町〇〇」とする。 「山門郡三橋町大字〇〇」を「柳川市三橋町〇〇」とする。
	その他(地域審議会)	地域審議会の地域については、次のとおり取り扱うものとする。 1 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、柳川市、大和町、三橋町の各区域において設置する。 2 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。
市町村建設計画の概要(計画期間、将来ビジョン、主要プロジェクト、県事業等)	計画期間：合併後10年間 新市の将来像(基本理念)： 「水・人・歴史を育み、未来を拓くまちづくり」 「創造と活力にあふれ、賑わいのあるまちづくり」 新市の戦略プロジェクト： (1) 潤いのある住みよいまちづくりプロジェクト (2) 自然と共生するまちづくりプロジェクト (3) 産業連携が支えるまちづくりプロジェクト (4) 優れた人材が支えるまちづくりプロジェクト 県事業：新市の持つ豊かな自然や歴史、文化、多様な産業を集積するとともに、福岡都市圏などとの交通軸の強化による福岡・筑後活カコリドー(回廊)を形成し、環境と調和し自立する田園都市空間の形成を促進するため、都市計画道路の整備や幹線道路網の整備、環境に配慮した農業基盤の整備等を推進する。	

3 県・国の主な支援策・手続

合併協議会支援交付金等	平成14年度、柳川山門三池任意合併協議会に対して合併協議会支援交付金を交付。
合併重点支援地域の指定	平成16年9月2日指定
県職員の参画状況	合併協議会委員として、地方課合併支援企画主幹を派遣

国の財政支援措置			単位：億円	合併手続		
合併特例債	標準全体事業費(起債上限額)	288.4	平成16年6月14日	市町村建設計画決定		
	起債充当額(標準全体事業費の95%)	274.0		-		
	普通交付税算入額(起債充当額の70%)	191.8		合併協議会における合併の可否の決定		
	合併市町村振興基金の標準基金規模	16.5		平成16年8月17日	合併調印式	
	起債充当額(標準基金規模の95%)	15.7		平成16年8月22日	市町村議会最終議決	
	普通交付税算入額(起債充当額の70%)	11.0	平成16年8月30日	廃置分合申請		
合併直後の臨時的経費に対する財政措置等	普通交付税措置(合併補正)	6.1	平成16年8月30日	市制施行協議(県→国)		
	特別交付税措置	8.1	平成16年9月10日	協議回答(国→県)		
	合併市町村補助金	4.5	平成16年9月21日	県議会に議案提案		
福岡県の財政支援措置			単位：億円	平成16年10月13日	県議会議決	
福岡県市町村合併推進特例交付金	基本額	6.0	平成16年10月13日	県知事決定処分		
	増加人口加算	2.0	平成16年11月12日	総務大臣告示		

4 合併市町村に関するデータ

新市職務執行者	矢ヶ部 広巳(前三橋町長)	任期：平17.3.21～平17.4.24
新市長	石田 宝蔵(前大和町長)	任期：平17.4.25～平21.4.24

5 合併関係市町村等に関するデータ

(1) 人口・面積等

市町村名	国勢調査人口			住基人口 平16.3.31	H12国調 高齢化率 (%)	総面積(平成16.10.1) km ²	市町村 コード	類 型
	平2.10.1	平7.10.1	平12.10.1					
柳川市	43,791	43,245	41,815	41,361	21.6	37.23	402079	I-3
大和町	18,699	18,134	17,343	17,343	20.6	22.78	405621	IV-2
三橋町	18,041	18,427	18,454	18,085	19.0	16.89	405639	V-4
計	80,531	79,806	77,612	76,789	20.8	76.90		

(2) 産業別就業人口(平成12年国勢調査)

市町村名	第1次産業		第2次産業		第3次産業		計
	(人)	率(%)	(人)	率(%)	(人)	率(%)	
柳川市	2,311	11.8	5,980	30.6	11,246	57.5	19,570
大和町	1,926	22.4	2,634	30.6	4,035	46.9	8,603
三橋町	628	7.5	2,513	30.2	5,186	62.2	8,334
計	4,865	13.3	11,127	30.5	20,467	56.1	36,507

(3) 市町村長、議員の任期等

市町村名	市町村長		市町村議会議員		職員数(平15.4.1)		
	任期	任期	定数		普通会計	公営事業会計	計
柳川市	平17.9.7	平19.4.30	21	250	28		278
大和町	平18.8.6	平19.4.29	16	123	12		135
三橋町	平19.7.12	平17.4.7	16	104	10		114
計			53	477	50		527

(4) 財政指標

市町村名	標準財政規模 平15決算 (百万円)	経常収支比率 平15決算 (%)	財政力指数 (平13~15)	公債費負担比 率平15決算 (%)	起債制限比 率(3か年平均) (%)	積立金現在高 平15決算 財調等 特定目的 (百万円)	土地開発公 社土地保有 高平15決算 (百万円)	ラスパイレス 指数 (平16.4.1)	
柳川市	7,464	91.6	0.41	16.2	11.4	936	1,591	326	99.8
大和町	3,362	87.7	0.36	8.9	5.4	903	1,130		100.0
三橋町	3,458	85.4	0.51	10.1	5.4	1,048	1,759	36	98.9

(5) 主な広域行政等

市町村名	ごみ処理	し尿処理	火葬場	消防・救急	介護保険	広域計画等	退職手当	上水道	下水道
柳川市	◎柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合	大川市外一市二町衛生組合	有明広域葬斎施設組合	◎柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合	福岡県介護保険広域連合	有明広域市町村圏協議会	(市単独)	福岡県南広域水道企業団	◎柳川・三橋下水道組合
福岡県市町村職員退職手当組合									
							◎柳川・三橋下水道組合		

◎：合併した場合に解散する一部事務組合等

主な広域行政等つづき

市町村名	農業水利	老人ホーム
柳川市	柳川市外三カ町土木組合、花宗太田土木組合	(市単独)
大和町	柳川市外三カ町土木組合	東山老人ホーム組合
三橋町		

◎：合併した場合に解散する一部事務組合等

(6) 公営企業の設置状況

市町村名	上水道	簡水
柳川市	○	
大和町	○	
三橋町		○

(7) 地域指定等

市町村名	都市計画区域	合同都市計画区域	農村地域工業等導入地区	工業再配置誘導地域	農業振興地域	雇用機会増大促進地域	伝統的工芸品指定地域	産炭激変緩和措置対象
柳川市	用途指定	柳川	農工計画策定済	誘導	○	○	○	
大和町	用途指定		農工計画策定済	誘導	○	○		指定・告示
三橋町	用途指定		農工制度対象	誘導	○	○	○	

(8) 広域圏構想等

市町村名	快適生活圈構想	福岡県市町村合併推進要綱	広域行政圏	保健医療計画(二次医療圏)	高齢者福祉計画	ゴミ処理広域化計画	公共下水道	総合農協(現行)
柳川市	筑後南部ゾーンの一部	合併パターンB	有明広域市町村圏内	有明地区保健医療圏内	有明地区保健福祉圏域内	柳川市外ブロック	単独公共	柳川
大和町								
三橋町							単独公共	

6 県・国行政管轄区域等

(1) 県の主な行政管轄区域等

市町村名	警察署	県税事務所	保健福祉環境事務所		農林事務所	地域農業改良普及センター	家畜保健衛生所	土木事務所	県議会選挙区(定数)
			(保健所機能)	(福祉事務所機能)					
柳川市	柳川警察署	大牟田県税事務所	※山門保健所	(市単独)	筑後農林事務所	南筑後地域農業改良普及センター	筑後家畜保健衛生所	柳川土木事務所	柳川市(1)
大和町				山門保健福祉環境事務所					山門郡(1)
三橋町									

※保健福祉環境事務所内に保健所が設置されている。

(2) 国の主な行政管轄区域等

市町村名	法務局	労働基準監督署	公共職業安定所	社会保険事務所	税務署	市外局番	衆議院小選挙区
柳川市	柳川支局	大牟田労働基準監督署	大牟田公共職業安定所	福岡社会保険事務局大牟田事務所	大牟田税務署	0944	7区
大和町							
三橋町							